

しずおか木使い施設推進事業Q & A

【補助金の交付申請の対象等】

Q1 補助金の対象施設は、どのような施設が対象ですか

A1 静岡県内において、「しずおか優良木材等」（しずおか優良木材、県産材JAS・JIS製品）を使用して建築する木造施設や木質化する施設が対象になります。

補助対象施設は、店舗、事務所、宿泊施設、集合住宅、集会所、保育園、社会福祉施設、倉庫など、建築基準法に定められた建築物が対象になります。

Q2 補助金の交付申請者は、どのような者が対象ですか

A2 A1の対象施設を新築・増改築・木質化する建築主が申請者になります。

なお、申請者（建築主）は、静岡県内の在住者であること、個人事業主であることを問いません。県外に所在している法人についても対象になります。

ただし、国及び地方公共団体については、対象になりません。

Q3 部屋別、階層別、フロア別に分けて申請することはできますか

A3 1棟当たりの対象施設に対して「しずおか優良木材等」の使用量に応じた補助金を交付する制度なので、同一時期に施工する箇所を部屋別、階層別、フロア別に分別・分離して申請することはできません。

ただし、同一施設内における店舗や事務所など、申請者が異なる場合の施設の木質化については、それぞれ申請することができます。

Q4 申請する回数に制限はありますか

A4 申請する回数に制限はありません。申請者は、棟数に応じて何度でも申請できます。

ただし、対象施設をまとめて一括して申請することはできませんので、対象施設1棟ごとに申請する必要があります。

【設計・施工する事業者の条件等】

Q5 設計・施工する事業者の条件はありますか

A5 設計・施工する事業者の条件はありません。

なお、静岡県内に事業所または営業所のない事業者であっても対象になります。

※「住んでよし しずおか木の家推進事業」とは、条件が異なります。

【補助対象の木造施設の新築・増改築と木質化】

Q6 兼用住宅は対象になりますか

A6 対象になります。

また、自ら居住する部分を含めた施設全体が対象になります。

ただし、「住んでよし しずおか木の家推進事業」と併用はできません。

Q7 アパート、マンションなどの共同住宅は対象になりますか

A7 A1の条件を満たし、自ら居住する目的以外の場合に、対象になります。

Q8 貸し別荘コテージ、ロッジなどの宿泊施設は対象になりますか

A8 A1の条件を満たし、自ら居住する目的以外の場合に、対象になります。

Q9 施設の木質化は、どのような部材が対象になりますか

A9 フローリングや腰壁などの仕上げ材、建物と一体化しているデッキやルーバー等の外構材などが対象になります。

Q10 施設の木質化は、什器（家具）が対象になりますか

A10 什器（家具）は対象になりません。

Q11 木造施設でなくても、木質化すれば、対象になりますか

A11 施設の構造は問いません。施設の木質化に「しずおか優良木材等」を20m²以上使用する場合に対象になります。

【しずおか優良木材等の製品】

Q12 「しずおか優良木材等」とは、どのような製品ですか

A12 ① しずおか優良木材

② 県産材JAS・JIS製品

（静岡県産材証明制度によって産地を証明され、かつ、合法性を証明された木材を使用したJAS・JIS製品）

Q13 しずおか優良木材とは、どのような製品ですか

A13 しずおか優良木材認証審査会が認定した工場が生産した含水率、強度等の検査に合格した認証製品（同会が個別に認証した製品を含む）のことで。

Q14 しずおか優良木材は、どこで調達できますか

A14 しずおか優良木材認定工場、または、地域の木材流通業者から調達することができます。認定工場は「しずおか優良木材供給センター」ホームページを参照ください。

<http://www.s-kenmori.net/swood//>

Q15 しずおか優良木材であることを証明するにはどうしたらよいですか

A15 しずおか優良木材を生産した工場から発行される「しずおか優良木材製品出荷証明書」によって証明することができます。

Q16 静岡県産材であることを証明するにはどうしたらよいですか

A16 静岡県産材取扱業者が発行する「静岡県産材販売管理票」によって証明することができます。

※「静岡県産材取扱業者」とは、県産材スギ・ヒノキ等の生産者、原木市場、製材・加工業者・木材販売流通業者など、静岡県産材証明制度に基づいて登録された事業者のことです。

※「静岡県産材取扱業者」及び「静岡県産材販売管理票」に関する詳しい内容は、静岡県木材協同組合連合会（TEL 054-252-3168）にお問い合わせください。

Q17 合法木材であることを確認するにはどうしたらよいですか

A17 合法性の証明が印字された静岡県産材販売管理票などで確認することができます。

※「合法木材」とは、森林関係の法令において合法的に伐採されたことが証明された木材のことで、認定を受けた事業者が「合法性等証明書」を流通・加工段階の事業者に渡すことによって、合法性を証明することができます。

Q18 JAS製品（林産物）とは、どのような製品ですか

A18 JAS製品は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づいて、厳格な審査・管理によって、安定した品質や性能を保證された製品です。

JAS製品（林産物）には、製材、合板、フローリングなどがあります。

Q19 森林認証材とは、どのような木材ですか

A19 持続可能な管理が行われている認証森林から生産された木材です。

Q20 森林認証材は、どこで調達できますか

A20 C o C 認証を取得している「しずおか優良木材認定工場」や「県産材 J A S 認証工場」などで調達できます。

Q21 森林認証材であることを証明するにはどうしたらよいですか

A21 しずおか優良木材製品等出荷証明書や静岡県産材販売管理票などで証明することができます。

【申請時期と施工完了時期】

Q22 木造施設の新築・増改築は、いつまでに申請する必要がありますか

A22 木工事を着手する予定日の2週間前までに申請してください。

「しずおか優良木材等」を使用する部分以外の工事の着手が、申請する前に始まっていても問題はありません。

Q23 施設の木質化は、いつまでに申請する必要がありますか

A23 「しずおか優良木材等」を使用する部分の工事を着工する2週間前までに申請してください。

「しずおか優良木材等」を使用する部分以外の工事が、申請する前に始まっていても問題はありません。

Q24 「しずおか優良木材等」を使った部分の施工完了とは

A24 [木造施設の新築・増改築]

- ・「しずおか優良木材等」を使用した部分が“構造材のみ”の場合は、しずおか優良木材等を含む構造部分の施工が完了していること。
- ・「しずおか優良木材等」を使用した部分が“構造材、内装材、外構材”の場合は、補助の対象となる木工事の施工が完了していること。

[施設の木質化]

- ・「しずおか優良木材等」を使用した“仕上げ材、外構材”の施工が完了していること。

※ただし、「しずおか優良木材等」を使用した部分が3月8日までに完了できない場合については、上限の範囲内において部分的な施工完了を認めることができます。

【交付申請書、実績報告書等の手続き】

Q25 補助金交付申請書や実績報告書などの様式は、どこで入手することができますか

A25 静岡県森林組合連合会（県森連）と県のホームページからダウンロードできます。
 県森連：<http://www.s-kenmori.net/kinoie/about-subsidies2/>
 県：<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-380/kizukaisisetusuisinnziguou.html>

Q26 建築確認申請が必要ない区域の場合、申請書に添付する書類はありますか

A26 都市計画区域外などの理由で、建築確認申請が必要ない場合であっても、建築物の床面積が10㎡を超える場合は、建築工事届（写）を提出してください。

Q27 実績報告書に添付する写真はどのようなものを用意すればよいですか

A27 [しずおか優良木材の場合]

- ・施工時に、ラベル（S-wood マークと工場名が入ったシール）が貼付してある部材の使用が確認できる写真
- ・しずおか優良木材を使った部分の施工が完了した時の写真
- ・のぼり旗「しずおか優良木材の家」が入った住宅の全景が分かる写真
- ・のぼり旗は、静岡県森林組合連合会にお申し込みすれば、必要数を発送します。

[JAS・JIS製品の場合]

- ・施工時に、JASマーク等が確認できる部材の写真
- ・JAS・JIS製品を使った部分の施工が完了した時に写真

※ 施工した後に、S-wood マークやJASマークが見えなくなってしまう場合は、現場納品時に、マークの分かる写真を撮影してください。

Q28 補助金の交付申請書や実績報告書等の提出書類の窓口はどこですか

A28 窓口は、静岡県森林組合連合会です。

書類の提出は郵送でも構いません。ただし、提出書類や記載内容などに不備があった場合は、直接窓口に出向いてもらい、訂正をお願いする場合があります。

■静岡県森林組合連合会

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館9階

T E L : 054-253-0195 FAX : 054-253-2328 E-Mail : s-wood@s-kenmori.net

【補助金の併用】

Q29 国や市町などの補助金との併用は可能ですか

A29 併用は制限していません。

ただし、国、市町、団体側の補助事業において、補助金の併用を制限している場合がありますので、別途お問い合わせください。

Q30 県の補助金との併用は可能ですか

A30 「住んでよし しずおか木の家推進事業」との併用はできません。

また、その他の補助金との併用については、県林業振興課までお問合せください。

TEL : 054-221-2691 E-Mail : rinshin@pref.shizuoka.lg.jp